ほけんだより　えがお

福井県立金津高等学校
保健室
2024年12月 No.8

福井県インフルエンザ注意報発令中！

　インフルエンザや新型コロナウイルスは、学校保健安全法により、学校感染症に指定されています。出席停止期間は以下の図の通りです。医師よりインフルエンザや新型コロナウイルスと診断された場合は、すぐに学校（担任）へ連絡をお願いします。他の生徒への感染を防ぐため、自宅での療養をお願いします。登校を再開する際には、『**学校感染症報告書**』に保護者の方がご記入いただき、担任へ提出してください。用紙は「**金津高校ホームページ**」からダウンロードできます。登校再開後に保健室からお渡しすることも可能です。

学校保健安全法における出席停止期間

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	出席可能時期
インフルエンザ	発熱	発熱	解熱	解熱	解熱	解熱	出席可能			発症後５日を経過し、かつ解熱して２日以降
コロナ５類	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱	解熱	出席可能			発症後５日を経過し、かつ解熱して24時間以降

冬休みは、治療のチャンスです！

健康診断で専門のお医者さんへの受診を勧められた人は、冬休み中の受診をお勧めします。

特に、**歯科検診で虫歯があるとの診断を受けた人**はできる限り受診をしてください。

虫歯は放置すると隣接する歯や歯肉を侵食していきます。広がる前に治療をしましょう。

なお受診が済みましたら、１学期に配付した診断結果用紙を学校へ提出して下さい。

ない場合は保健室に来てください。よろしくお願いします。

まだ請求していない医療費はありませんか？

日本スポーツ振興センターの災害共済給付にかかる**医療費の請求は２年以内**に行う必要があります。請求に必要な書類が全て揃わないと請求ができません。今一度請求したか、書類を保健室に提出したかご家庭でご確認ください。分からないことがあれば保健室までご相談ください。

※詳細は裏面（災害共済給付に係る医療費の請求について）をご覧ください。

保護者のみなさまへ

<災害共済給付に係る医療費の請求について>

学校(園)又は通学(園)中のケガ等の 医療費は 2年以内にご請求ください!

受診した月から2年間請求を行わなかった場合は、時効により給付が受けられなくなります。

よくある請求漏れの理由

- 「医療等の状況」を医療機関等に証明いただいていない
- 初回の給付を受けたが継続分は未申請
- 全ての治療が終了した後にまとめて請求しようと思っていた

※医療費は『月ごと』に時効が発生します。

「請求していないかもしれない」と思ったら まず、学校(園)にご相談ください

裁判や第三者委員会の調査等により、学校の管理下の災害であることが2年以上経過して判断された場合など、特別の事情があると認められる場合は、時効の利益を放棄します。

本チラシは災害共済給付制度(医療費)における時効に関する概要をお知らせしています。
「災害共済給付制度」の詳細については、日本スポーツ振興センターのホームページをご覧ください。

JAPAN SPORT COUNCIL
日本スポーツ振興センター

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/